

第3期亀岡市地域福祉計画 中間見直しに向けて

認めあい、支えあい、助け合える
ずっと住みたい笑顔のまちづくり



令和5年8月

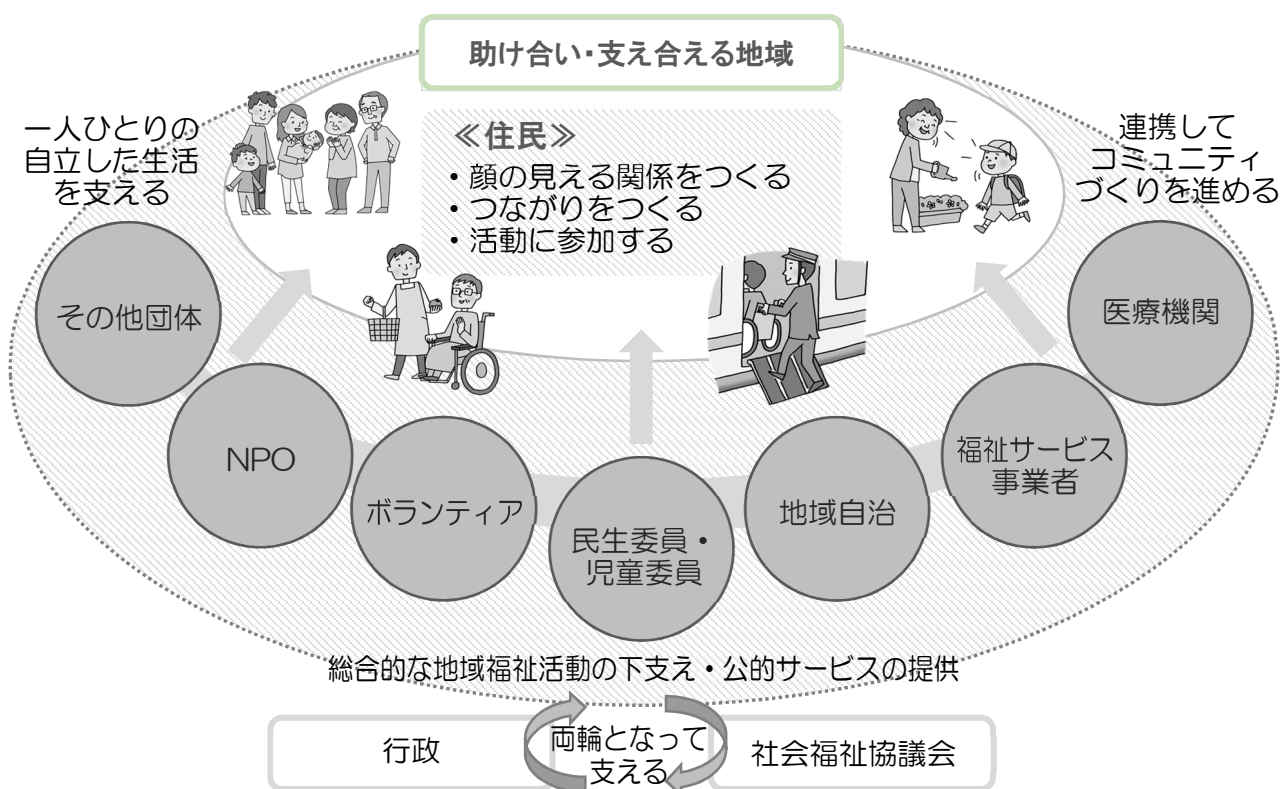
1 基本的な考え方

(1) 地域福祉の考え方

- 「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。
- 「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。
- 一方、近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

■地域福祉のイメージ

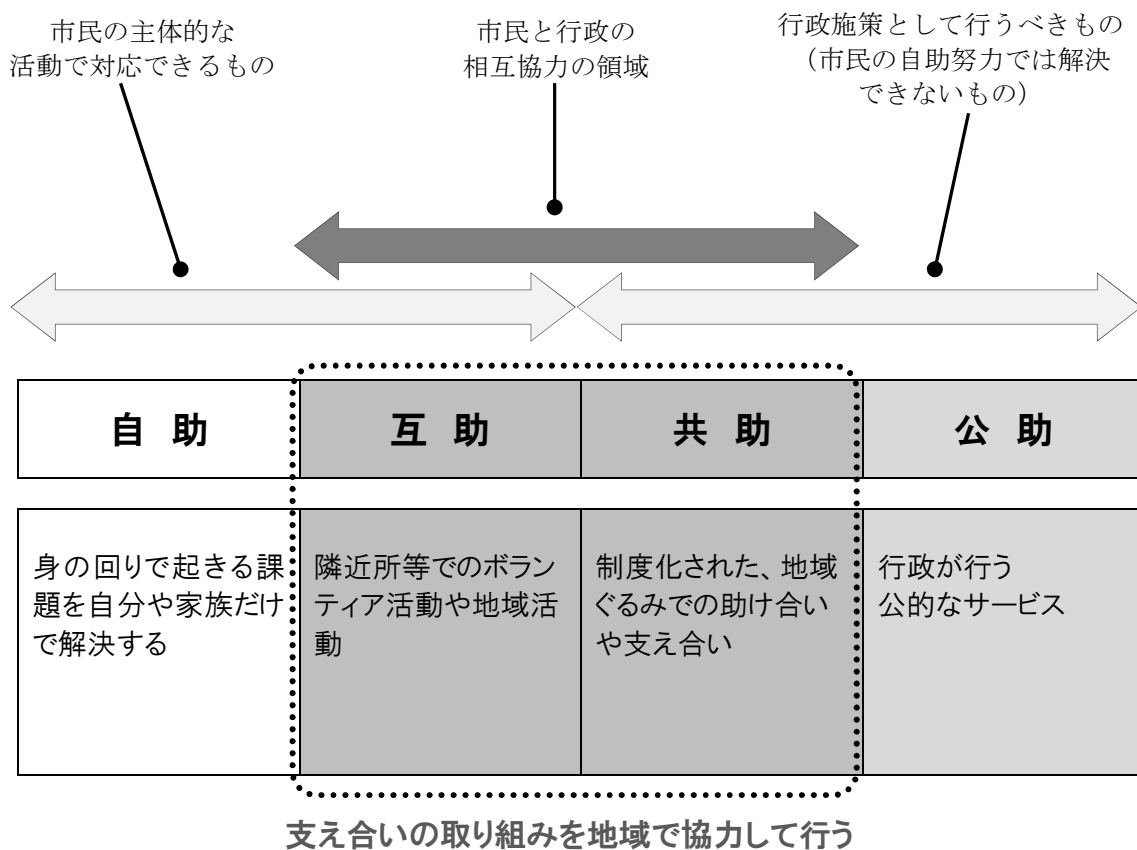


(2)「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

- 地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要となります。
- 今後の社会潮流や団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために行政だけでなく、協力・助け合いが必要となります。

地域の中での住民同士の助け合いや支え合い(互助・共助)

■「自助」「互助・共助」「公助」



たとえば・・・

日頃のあいさつや
見守り

地域活動への参加
地域での交流

地域での
ちょっとした手助け



2 近年の福祉の動向について

(1) 国の動向

■国の主な動き

年	高齢者	障がい者	子ども	地域福祉単独
H27	医療介護総合確保 推進法施行		子ども・子育て支 援法施行	生活困窮者自立支援法施行
	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書			
H28		障害者総合支 援法及び児童福祉 法一部改正 発達障害者支 援法一部改正	児童福祉法一部改正 母子保健法一部改正	厚生労働省通知「社会福祉法 人の「地域における公益的な取 組」について」
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置、地域力強化検討会設置			
H29	介護保険法改正			成年後見制度利用促進基本 計画閣議決定 再犯防止推進計画閣議決定
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
				地域福祉計画策定ガイドラ イン提示
H30			子ども・子育て支 援法一部改正	厚生労働省通知「社会福祉法 人による「地域における公益的な 取組」の推進について」 生活困窮者自立支援法一部改正
R元			母子保健法一部改正	就職氷河期世代の調査の実施
R2	介護保険法改正			
	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
R3		医療的ケア児支 援法成立		重層的支援体制整備事業の 創設
R4		障害者情報アクセ シビリティ・コミュニ ケーション施策推 進法成立	児童福祉法一部改正	第二期成年後見制度利用促 進基本計画閣議決定 自殺総合対策大綱閣議決定
R5	認知症基本法成立	障害者総合支 援法 8 法一括改正	こども基本法施行 こども家庭庁発足	

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成29年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。さらに令和2年の改正により、地域福祉推進の主体は地域住民であることが明文化され、包括的な支援体制の整備に関する事項について、事業の実施の有無に関わらず計画に盛り込むべきとされました。

■社会福祉法一部改正の変更点

	改正前	改正後(平成 29 年)	改正後(令和2年)
位置付け	任意	努力義務 福祉分野の「上位計画」	努力義務 福祉分野の「上位計画」
計画への記載事項	一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 左記 3 項目 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項	一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 左記 3 項目 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
手引き	平成 14 年の策定指針	ガイドライン提示	ガイドライン提示

令和2年には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村においてその実施が求められています。

(2)府の動向

国の動きを受けて京都府では、平成31年(2019年)3月に改定した「第3次京都府地域福祉支援計画」を令和6年3月に新たに改定するとし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮やヤングケアラーといった新たな課題にも対応すべく、地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進や地域で支え合うための人材づくり、災害時にも強い地域福祉の推進などに取り組むとされています。

(3) 踏まえるべき事項

近年、少子高齢化や人口減少が急速に進展し、人と人とのつながりが希薄化する中で、地域社会では様々な問題が生じています。さらに「8050問題」に形容されるような複数の課題を抱える世帯が増加傾向にあり、それに伴い支援ニーズも多様化してきています。

これらの課題は、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった従来の分野別の相談支援体制では対応が困難な場合があり、各支援機関が協働し、これらの支援ニーズを受けとめ、迅速に対応していくことが必要です。

地域福祉をとりまく課題

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり・8050問題等就職氷河期世代、虐待、ごみ屋敷問題など)
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響(つながりの希薄化や生活困窮といった従来からの課題の深化、地域福祉活動の停滞、フレイル・認知症の進行や情報格差といった新たな支援ニーズの表面化など)

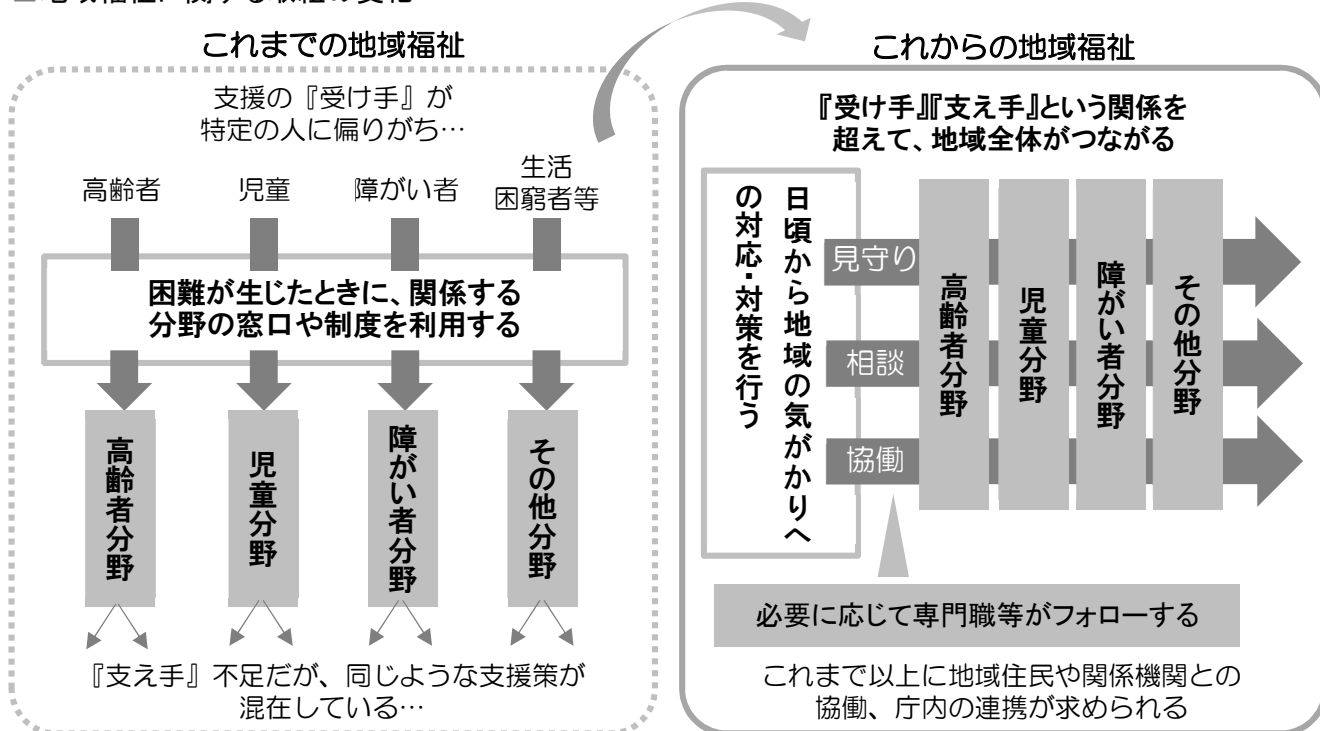
今後の地域福祉に求められること…

平成29年に厚生労働省は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を示し、「地域共生社会の実現」について、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠としています。

また、分野横断的な相談や見守り、協働の場などの横串をさすことで、包括的に課題解決に向けて取り組んでいく必要性が示されています。



■ 地域福祉に関する取組の変化



(4) 市町村地域福祉計画策定ガイドラインについて

令和2年に社会福祉法の一部改正とともに市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示されました。その中で、以下の5項目が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として定められました。

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ	全庁的な体制整備
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ	利用者の権利擁護
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	<p>ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援</p> <p>イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進</p> <p>ウ 地域福祉を推進する人材の養成</p>
五 包括的な支援体制の整備に関する事項	<p>ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <p>(ア)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 (ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <p>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 (イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <p>ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築</p> <p>(ア)支援関係機関によるチーム支援 (イ)協働の中核を担う機能 (ウ)支援に関する協議および検討の場 (エ)支援を必要とする者の早期把握 (オ)地域住民等との連携</p>
六 その他	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

(5)「重層的支援体制整備事業」の創設について

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布され、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業であり、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

また、地方自治体では、これまで行われてきた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」において、「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「参加支援」や「地域づくりに向けた支援」の実施が求められています。

重層的支援体制整備事業は、以下の3つの支援を一体的に実施し、包括的な支援体制の構築を推進するものであり、また一人ひとりが多様な経路で社会や地域とつながり、誰もが役割をもち社会参加できる地域共生社会の実現を目指すものです。

3つの支援

1. 対象者の属性を問わない相談支援

本人や世帯の属性を問わず相談を受けとめ、関係機関全体で支援を進めること

2. 多様な参加支援

本人や世帯の状態に寄り添い、地域の社会資源を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うこと

3. 地域づくりに向けた支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を行うこと



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができると、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業において実施する事業は、「包括的相談支援事業」、「他機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」の5つとされており、それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出るとされています。

■重層的支援体制整備事業の種類

3つの支援	事業
1. 対象者の属性を問わない相談支援	包括的相談支援事業 多機関協働事業 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
2. 多様な参加支援	参加支援事業
3. 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

また、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、市町村では「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされており、国の示すガイドラインにおいて、以下の項目が盛り込むべき事項として定められています。

重層的支援体制整備事業実施計画の記載内容

事業実施計画に盛り込むべき事項

必須記載事項

- ・ 相談支援機関、地域づくり事業の拠点等の設置箇所数、設置形態（基本型、統合型、地域型）
- ・ 参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数など、どのような体制で設置するか）
- ・ 重層的支援会議の実施方法
- ・ 支援関係機関間の連携に関する事項

任意記載事項

- ・ 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
- ・ 重層事業の実施目標
- ・ 重層事業の事業評価、見直しに関する事項

各事業の実施等に係る記載内容

各事業	記載内容・ポイント等
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援機関（窓口）の設置か所数 ・ 各相談支援機関（窓口）の主な対象分野、設置形態（基本型、統合型、地域型）、運営形態（直営・委託）、各機関の対象圏域等
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等（担当機関、実施方法） ・ 参加支援を行う際に利用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等（担当機関、実施方法） ・ 地域づくり支援の拠点の設置か所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・ その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等（担当機関等）
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業の調整機能を担当する機関の設置方法

※ 「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和3年3月29日社援地0329第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照

3 計画の性格

(1) 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

■ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 各種計画との関連性

本計画は、本市のまちづくりの方針を示す「第5次亀岡市総合計画」の下位計画として位置づけます。また、第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市子どもの貧困対策推進プラン、亀岡市いきいき長寿プラン(亀岡市高齢者福祉計画・第8期亀岡市介護保険事業計画)、第4期亀岡市障がい者基本計画、第6期亀岡市障がい福祉計画・第2期亀岡市障がい児福祉計画等の各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とし、令和5年度に中間年としての見直しを実施します。